

○経済産業省告示第二百号

発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十一号）第二十三条の二第二項、第二十九条の二第二項、第三十六条の二第二項、第三十七条第二項及び第五十五条第二項の規定に基づき、発電用火力設備に関する技術基準の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年十二月十四日

経済産業大臣 西村 康稔

発電用火力設備に関する技術基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成十二年通商産業省令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p><b>（保安物件）</b></p> <p><b>第二条</b> 省令第二十三条の二第二項、第二十九条の二第二項、第三十六条の二第二項及び第五十五条第二項の別に告示する物件は、第三項に規定する保安物件とする。</p> <p>2  コンピナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）第二条第一項第二十二号の特定製造事業所に該当する発電所（以下「特定発電所」という。）に属する設備（毒性ガス又は毒性液化ガスを通ずるものに限る。）以外の設備に係る省令第三十七条第二項の別に告示する物件は、次に掲げるもの（発電所構内に存するものを除く。以下「第一種保安物件」という。）及びこれら以外の建築物であつて、住居の用に供するもの（発電所構内に存するものを除く。以下「第二種保安物件」という。）とする。</p> <p>一〇八 [略]</p>	<p><b>（液化ガス設備に係る保安物件）</b></p> <p><b>第二条</b> [新設]</p> <p>1  コンピナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）第二条第一項第二十二号の特定製造事業所に該当する発電所（以下「特定発電所」という。）に属する設備（毒性ガス又は毒性液化ガスを通ずるものに限る。）以外の設備に係る省令第三十七条第二項の規定による物件は、次に掲げるもの（発電所構内に存するものを除く。以下「第一種保安物件」という。）及びこれら以外の建築物であつて、住居の用に供するもの（発電所構内に存するものを除く。以下「第二種保安物件」という。）をいう。</p> <p>一〇八 [略]</p>

3| 特定発電所に属する設備（毒性ガス又は毒性液化ガスを通ずるものに限る。）に係る省令第三十七条第二項の別に告示する物件は、第一種保安物件及び第二種保安物件から保安のための宿直施設を除いたもの（以下「保安物件」という。）とする。  
（容器置場に係る離隔距離）

**第三条** 省令第二十三条の二第二項、第二十九条の二第二項及び第三十六条の二第二項の別に告示する距離は、一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第六条第一項第四十二号ハに規定する距離とする。ただし、同号ハの表（イ）及び（ロ）に掲げる容器置場については、同号ニに規定する障壁を設ける場合に限る。

**第四条** 省令第三十七条第二項の別に告示する距離は、特定発電所に属する設備（毒性ガス又は毒性液化ガスを通ずるものに限る。）以外の設備については、第一種保安物件に対しては次の表の上欄に掲げる貯蔵能力又は処理能力及びガス又は液化ガスの種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる第一種保安物件との離隔距離以上、第二種保安物件に対しては同表の上欄に掲げる貯蔵能力又は処理能力及びガス又は液化ガスの種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる第二種保安物件との離隔距離以上とする。ただし、当該設備（常温の液化石油ガス貯槽に限る。）の全部を地盤面に埋設し又は当該設備（常温の液化石油ガス貯槽に限る。）に防火上及び消火上有効な能力を有する水噴霧装置等を設け、かつ、厚さが十二センチメートル以上、高さが一・八メートル以上の鉄筋コンクリート製又はこれと同程度の強度を有する障壁を設ける場合は、それぞれかつこの数値まで減ずることができる。

**第三条** 省令第三十七条第二項の規定による距離は、特定発電所に属する設備（毒性ガス又は毒性液化ガスを通ずるものに限る。）以外の設備については、第一種保安物件に対しては次の表の上欄に掲げる貯蔵能力又は処理能力及びガス又は液化ガスの種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる第一種保安物件との離隔距離以上、第二種保安物件に対しては同表の上欄に掲げる貯蔵能力又は処理能力及びガス又は液化ガスの種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる第二種保安物件との離隔距離以上とする。ただし、当該設備（常温の液化石油ガス貯槽に限る。）の全部を地盤面に埋設し又は当該設備（常温の液化石油ガス貯槽に限る。）に防火上及び消火上有効な能力を有する水噴霧装置等を設け、かつ、厚さが十二センチメートル以上、高さが一・八メートル以上の鉄筋コンクリート製又はこれと同程度の強度を有する障壁を設ける場合は、それぞれかつこの数値まで減ずることができる。

[新設]

2| 特定発電所に属する設備（毒性ガス又は毒性液化ガスを通ずるものに限る。）に係る省令第三十七条第二項の規定による物件は、第一種保安物件及び第二種保安物件から保安のための宿直施設を除いたもの（以下「保安物件」という。）をいう。

**（液化ガス設備に係る離隔距離）**

[略]

[略]

<p>2 省令第三十七条第二項の別に告示する距離は、特定発電所に属する設備（毒性ガス又は毒性液化ガスを通ずるものに限る。）については、次の表の上欄に掲げる貯蔵能力又は処理能力に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる離隔距離以上とする。</p> <p>〔略〕</p> <p>3・4 〔略〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>（ガス化炉設備に係る離隔距離）</p> <p>第五条 省令第五十五条第二項の別に告示する距離は、次の表の上欄に掲げるガスのじよ限量及び同表中欄に掲げる処理能力に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる離隔距離以上とする。</p> <p>〔略〕</p>	<p>2 省令第三十七条第二項に規定する距離は、特定発電所に属する設備（毒性ガス又は毒性液化ガスを通ずるものに限る。）については、次の表の上欄に掲げる貯蔵能力又は処理能力に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる離隔距離以上とする。</p> <p>〔略〕</p> <p>3・4 〔略〕</p> <p>（ガス化炉設備に係る保安物件）</p> <p>第四条 省令第五十五条第二項の規定による物件は、保安物件をいう。</p> <p>（ガス化炉設備に係る離隔距離）</p> <p>第五条 省令第五十五条第二項に規定する距離は、次の表の上欄に掲げるガスのじよ限量及び同表中欄に掲げる処理能力に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる離隔距離以上とする。</p> <p>〔略〕</p>
<p>備考 表中の「」は注記である。</p>	

附則

1 (施行期日)

この告示は、令和四年十二月十五日から施行する。

2 (経過措置)

この告示の施行の際現に設置され、又は設置のための工事に着手している電気工作物については、なお従前の例による。